

平成三十年五月一日付け広島県報（定期）第三十四号に記載の広島県告示第四百三十号（漁業の免許の内容たるべき事項等の定め）別冊その三の一部を次のように訂正する。

総務局総務課長

ページ	行	誤	正
表紙	後ろから三	平成30年8月31日まで	平成35年8月31日まで